

技術倫理指導員資格制度要綱：技倫指要綱

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 条 主旨	1
第 2 条 目的	1
第 3 条 資格及び定義	1
第 2 章 資格試験	1
第 4 条 資格試験の実施	1
第 5 条 受験資格要件	2
第 6 条 試験結果等の通知及び合格証の交付	3
第 3 章 資格登録、有効期間及び更新	3
第 7 条 資格登録の実施	3
第 8 条 登録の更新	4
第 9 条 登録の抹消	4
第 4 章 手続き等	4
第 10 条 登録事項の変更	4
第 11 条 受験手数料等	5
第 12 条 情報提供	5
第 13 条 秘密保持義務
第 5 章 資格認定委員会等	5
第 14 条 資格認定委員会	5
第 15 条 試験委員	5
第 6 章 雑則	6
第 16 条 記述試験の一部免除	6
第 17 条 細則その他	6

第1章 総則

(主旨)

第1条 本要綱は科学技術が豊かで持続可能な社会を構築するために各学協会等に規定されている技術者倫理規定及び公益通報者保護法(法律第122号)などを踏まえて、技術倫理を基に安全、福祉、健康、さらに具体的には環境、エネルギー、災害などの諸問題について支援解決するために技術倫理指導員(以下、技倫指導員という。)の資格認定制度を実施する。そのための必要な基本的事項を定める。

(目的)

第2条 本要綱は技倫指導員の受験資格、資格試験、資格の取得、登録や更新のための講習会、講演会、実務研究会等(以下、「講習会等」という。)について規定し、教育機関、企業及び地域社会の技術者倫理の教育および支援活動が適切に実施することのできる技倫指導員を育成し、さらに実務的経験を活用して科学技術者として社会に貢献することを目的とする。

(資格及び定義)

第3条 本制度における資格は一般技術倫理指導員(以下、「一般技倫指導員」という)及び上級技術倫理指導員(以下、「上級技倫指導員」という)の2資格とし、一般及び上級技倫指導員とは第4条に規定する資格試験に合格し、第7条又は第8条に規定する登録を行った者をいう。さらに、資格者は希望の実務的経験、実務訓練に参加することができる。規定は別に定める。

2 一般及び上級技倫指導員の定義は以下の通りとする。

- ① 一般技倫指導員： 指導者としての人格及び技術倫理に関して必要な技術的専門知識と実務的経験を有する者
- ② 上級技倫指導員： 指導者としての人格及び技術倫理に関して高度な技術的専門知識と豊富な実務的経験を有する者

第2章 資格試験

(資格試験の実施)

第4条 本制度では、一般及び上級技倫指導員の資格試験を実施する。

- 2 資格試験は、書類審査、記述試験(本法人の講習会等を受講し、技術倫理を推進するための具体的実務的提案(以下、技倫推進論文という)の提出)および面接試験により実施する。
- 3 記述試験は、一般技倫指導員受験では、技倫推進論文2つ以上、上級技倫指導員受験では、技倫推進論文3つ以上提出するものとする。技倫推進論文は採点評価および面接試験に用いる。技倫推進論文は所定の日までに試験監理局に提出する。
- 4 資格試験の実施においては、別途募集要項を定め、1年に1回行う。

第5条

(受験資格要件)

受験資格要件には、以下のA要件とB要件がある。

区分		受験資格要件	一般技倫 指導員	上級技倫 指導員
A要件	指導者としての人格及び技術倫理の教育と実務経験のある者	(イ)技術士補あるいはそれと相当する資格がある者で技術倫理に関する技術的専門知識と実務的経験がある者 (ロ)JABEE 認定の大学等を卒業した者あるいはそれと相当する者 ^{注1)} で技術者倫理に関する技術的専門的知識と実務的経験がある者	(イ), (ロ)から1項目以上該当	
B要件	指導者としての人格及び技術倫理の高度な教育と豊富な実務経験のある者	(イ)技術士あるいはそれと相当する資格がある者 ^{注2)} で技術倫理に関する高度な技術的専門知識と豊富な実務的経験がある者 (ロ)大学あるいはそれと相当する機関において3年以上の技術倫理に関する教育を行った経験のある者でかつ豊富な実務的経験がある者		(イ), (ロ)から1項目以上該当

- 注1) 1. 大学において技術倫理に関する講義(技術倫理、哲学、倫理、歴史等)を6単位相当以上受講して、卒業している者等
2. 企業、社会活動において技術倫理に関する活動経験が5年以上ある者等
上記の1、2から1項目以上を満足すること。

注2) 一級土木施工管理技士、土木学会特別上級技術者およびこれに相当する上級技術者に関する関連団体の資格等のある者

(試験結果等の通知及び合格証の交付)

第6条 資格試験を受験した者には書類審査結果、記述試験及び面接試験の可否を通知するものとし、その通知方法については別に定める。

2 資格試験に合格した者に対して、合格証を交付するものとし、その交付方法については別に定める。

第3章 資格登録、有効期間及び更新

(資格登録の実施)

第7条 資格試験に合格した者は、本会の定める手続きに従い登録簿に登録を行わなければならない。

2 登録の申請は、当該試験に合格した日から3年以内に行うこととし、これを超えた場合は、当該試験に係る登録はできないものとする。

3 前項の規定の他、次に掲げる事項に該当する者は登録をすることはできない。

1) 成年被後見人又は被保佐人

2) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくな

った日から2年を経過しない者

4 前項に該当する者以外の登録申請者に対して、本会代表理事名で、登録年月日、登録番号、登録の有効期限、氏名、生年月日等の所要の事項を記載し写真を貼付した登録証を交付する。

5 登録の有効期間は、以下の通りにする。

対象者	発効日	失効日
初めて登録する者	登録日	当該試験の合格日以降の直近の4月1日から起算して3年後の4月1日
更新により登録する者	登録日	登録申請日以降の直近の4月1日から起算して3年後の4月1日

6 資格試験に合格しても、登録を行わない場合には、本制度における一般及び上級技術指導者の名称を使用してはならない。

7 登録簿は本法人が管理する。

(登録の更新)

第8条 登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間内に更新の申請を行わなければならない。

2 登録の更新をしようとする者は、登録の有効期間内に、一般技倫指導員においては本法人の講習会等に1回以上および実務的経験等に2回以上参加し、技倫推進論文を3つ以上提出する。上級技倫指導員においては講習会等に1回以上の参加および講習会等において講師あるいはリーダー格としての実務的経験を2回以上参加し、技倫推進論文を3つ以上提出する。

3 前項の講習会等に参加した者に対する登録は、前条第3項及び第4項に準じる。

4 登録を更新しなかった者は登録を抹消する。ただし、登録の失効日から1年間については、本条第2項に規定する講習会等を受講および実務的経験等に参加し、更新についての申請を行うことにより、登録の抹消を取り消し、再登録できるものとする。この場合、登録の有効期間は第7条第5項の規定より1年間短縮する。

(登録の抹消)

第9条 第8条第4項の規定のほか、一般及び上級技倫指導員が次に掲げる事項に該当する場合は一般及び上級技倫指導員の登録を抹消する。

- 1) 第7条第3項に該当する事実が判明したとき。
- 2) 資格試験、登録及び登録の更新に必要な書類に虚偽があったことが判明したとき。
- 3) 登録証の改ざん、その他の不正使用をしたことが判明したとき。
- 4) その他、一般及び上級技倫指導員として著しく信用を失墜する行為等があったことが判明したとき。

2 本条第1項の規定により、登録を抹消した時は、遅滞なく本人に抹消理由を付して文書により通知するものとする。

3 登録を抹消された者は、遅滞なく登録証を返納しなければならない。

4 本条第1項の規定により、登録を抹消された者は、抹消後3年間は資格試験を受けることはできない。

第4章 手続き等

(登録事項の変更)

第10条 一般及び上級技倫指導員は登録事項に変更が生じた場合又は登録証を紛失した場合には、遅滞なく届け出るものとする。

(受験手数料等)

第 11 条 本制度を運営するために、受験者から受験手数料、登録申請者から登録手数料及び登録更新のための講習会等の参加料を徴収する。規定は別に定める。

(情報提供)

第 12 条 本会は、公的発注機関あるいは適当と判断されるマスメディアから公表に関する支援の要請があった場合、必要に応じて登録簿に登録されている一般及び上級技倫指導員に関する情報の全部又は一部を提供することができるものとする。なお、情報の提供にあたっては、あらかじめ一般及び上級技倫指導員本人の了承を得るものとし、他の目的には使用しないものとする。

(秘密保持義務)

第 13 条 第 14 条に規定する技術倫理指導員資格認定委員会（以下「資格認定委員会」という。）の委員、第 15 条に規定する試験委員及び本会の役職員等は、試験事務及び登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第 5 章 資格認定委員会等

(資格認定委員会)

第 14 条 第 5 条に定めた受験資格の確認、資格試験の合格者の認定及び本制度に関するその他の重要事項の審議を行うため、本法人に資格認定委員会を設置する。

- 2 資格認定委員会は委員を 10 名以内とし、学識経験者、上級技倫指導員あるいはそれに相当する者から構成し、代表理事が委嘱する。
- 3 資格認定委員会の委員長は、委員の互選による。
- 4 委員長は必要により委員の中から副委員長を指名することができる。
- 5 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員長の任期は連続 2 期までとする。
- 6 委員が任期途中で交代した場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(試験委員)

第 15 条 記述試験及び面接試験の実施にあたり、代表理事は試験委員を委嘱する。

- 2 試験委員は記述及び面接試験を行うとともに、これらの評価を実施し、その結果を資格認定委員会に報告するものとする。

第6章 雑則

(記述試験の一部免除)

第16条 資格試験の実施に際して、記述試験が一部免除される者については、別に定める。

(細則その他)

第17条 本要綱の施行にあたり、必要な細則等は別に定める。

- 2 本要綱に定めない事項及び疑義を生じた事項については、資格認定委員会に諮って処理するものとする。

付則

- 1 この制度要綱は、平成 24 年 8 月 17 日より実施する。